

令和8年度 奈良県大河ドラマ「豊臣兄弟！」観光推進協議会 誘客等促進事業業務委託仕様書

1 事業目的と概要

令和8年に放映の大河ドラマ「豊臣兄弟！」（以下「大河ドラマ」という。）で奈良県内が主要な舞台になることを契機に、関係機関が連携・協力して、観光資源の掘り起こし、魅力の向上、受入体制の構築を行うとともに、全国へ情報発信を行い誘客促進・宿泊滞在を促進することで、観光振興による地域の活性化を図ることを目的とする。

このため、奈良県大河ドラマ「豊臣兄弟！」観光推進協議会（以下「協議会」という。）において、地域と連携したイベント等の開催、県内外イベント等への出展、地域内周遊の促進等を行う。

2 委託上限金額

33,000,000円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業内容

(1) 地域の機運醸成、誘客のためのコンテンツづくり等

大河ドラマと関係の深いエリア（大和郡山市、桜井市、宇陀市、高取町を想定）での誘客促進を図るため、大河ドラマを活用したイベントの開催、既存イベントの充実に取り組むこと。

① DMG MORI やまと郡山城ホールでのパネル等展示(令和9年1月まで)

DMG MORI やまと郡山城ホールで実施している大河ドラマと関係の深い地域である大和郡山市、桜井市、宇陀市、高取町の周遊促進を目的とした展示の変更に伴う会場設営や会場撤去等の業務を行うこと。また、展示物に設置されているチラシラックへのチラシ補充を随時実施すること。詳細については、協議会と協議の上決定すること。

○留意点

- ・その他、必要事項に関しては適宜協議会と相談の上、業務内容に含めること。

② 大河ドラマ出演者等によるイベントの実施

内容等の詳細については、協議会と協議の上決定すること。

(ア) 大河ドラマ出演者のトークイベント(3回程度)

(イ) 宇陀市での大河ドラマ出演者等によるイベント

(ウ) グランドフィナーレイベント（パブリックビューイング）の実施(令和8年12月頃)

○留意点

- ・準備から開催までのスケジュール調整を行うこと。
- ・開催日当日の運営計画について事前に協議会と協議の上決定すること。また、当日の運営については、協議会など関係者と連携して、円滑に行うこと。
- ・大河ドラマ出演者に関する場合は、協議会およびNHKの担当者と十分協議のうえ企画すること。
- ・その他、必要事項に関しては適宜協議会と相談の上、業務内容に含めること。
- ・業務実施に係る費用は委託費に含む。

(2) 県内外イベント等への出展

郡山城・高取城・宇陀松山城・長谷寺を核とした誘客 PR の企画や、会場内でのトークイベントの企画運営を行うこと。

① ツーリズム EXPO ジャパン 2026 (東京)

東京ビッグサイトで令和8年9月24日～27日に開催されるツーリズム EXPO ジャパン 2026において、大和郡山市、桜井市、宇陀市、高取町を中心に大河ドラマに関係の深い地域の PR を行うこと。内容等の詳細については、協議会と協議の上決定すること。

○留意点

- ・出展の企画・運営、会場設営・撤去、物品の搬入・搬出など、出展にあたり必要な関連業務を実施すること。
- ・主催者が示すブース設置に関する規定等を遵守すること。
- ・大河ドラマ出演者に関することは、協議会およびNHKの担当者と十分協議のうえ企画すること。
- ・その他、必要事項に関しては適宜協議会と相談の上、業務内容に含めること。
- ・出展及び業務実施に係る費用は委託費に含む。

② 第5回大阪・お城フェス2026

グランフロント大阪で令和8年8月8日、9日に開催される第5回大阪・お城フェス2026において、大和郡山市、桜井市、宇陀市、高取町を中心に大河ドラマに関係の深い地域の PR を行うこと。内容等の詳細については、協議会と協議の上決定すること。

○留意点

- ・出展の企画・運営、会場設営・撤去、物品の搬入・搬出など、出展にあたり必要な関連業務を実施すること。
- ・主催者が示すブース設置に関する規定等を遵守すること。
- ・大河ドラマ出演者に関することは、協議会およびNHKの担当者と十分協議のうえ企画すること。
- ・その他、必要事項に関しては適宜協議会と相談の上、業務内容に含めること。
- ・出展及び業務実施に係る費用は委託費に含む。

(3) 地域内周遊の促進

大和郡山市、桜井市、宇陀市、高取町を巡る周遊企画を実施すること。

① 周遊促進企画、制作等

大和郡山城、宇陀松山城、高取城の3城と長谷寺を中心に大河ドラマに関係の深い地域の周遊を促進するための企画提案や実施、必要なグッズの制作等を行うこと。詳細については、協議会と協議の上決定すること。

○留意点

- ・その他、必要事項に関しては適宜協議会と相談の上、業務内容に含めること。

② 地域交通事業者、出版社等と連携した周遊観光促進企画の実施

大河ドラマと関係の深い地域である大和郡山市、桜井市、宇陀市、高取町における周遊観光を促進するため、関係事業者と連携のうえ、観光企画の立案、造成及び実施を行うこと。企画の内容等の詳細については、協議会と協議の上決定すること。

○留意点

- ・関係者間の役割分担及び調整については、円滑な業務推進に支障がないよう配慮すること。
- ・その他、必要事項に関しては適宜協議会と相談の上、業務内容に含めること。

(4) 取組効果の検証

大河ドラマと関係の深い地域である大和郡山市、桜井市、宇陀市、高取町における周遊観光施策実施前後の観光客数および宿泊者数に与えた効果を検証すること。

※ (1)、(2)、(3) 共通事項

- ・事業実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、協議会と協議の上決定すること。
- ・資料作成、情報発信等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者側において負うこと。
- ・令和7年度に作成した制作物は、令和7年度の受託事業者から引継ぎを受けること。運搬に要する費用は、受託者の負担とする。制作物は別紙のとおりとする。

5 成果物の提出

(1) 業務完了報告書

(2) 4 (1) ~ (4) を取りまとめて報告書として提出すること。

(3) 5 (1) ~ (2) の電子データ一式

なお、協議会の要請に応じて、必要な資料について随時提示すること。

6 業務処理の注意事項

- ・本業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、協議会との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- ・協議会から業務の改善を求めた場合、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。

7 実施体制表の提出

- ・受託事業者は本業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し、契約後2週間以内に提出すること。
- ・受託事業者は本業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を1名選任すること。交替する場合にはあらかじめ協議会と協議すること。

8 再委託に関する事項

(1) 受託事業者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。

(2) 受託事業者は、本業務の一部を委託することができるが、その場合は、事前に再委託先ごとの業務の内容、実施の体制図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、協議会の了解を得なければならない。

(3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する義務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、協議会は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(4) 再委託先における情報セキュリティ要件は、受託事業者に求める情報セキュリティ要件と同等とする。また、再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。

- (5) なお、上記(2)～(3)については、再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。
- (6) 本業務を複数業者が連携(再委託を含む)して実施する等の場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

9 その他

- (1) 個人情報の取扱
受託事業者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 仕様変更について
協議会は、本業務実施過程で本業務仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託事業者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は委託費の範囲内において本業務仕様書の変更に応じること。
- (3) 著作権の取扱
本業務により得られた成果は、協議会に帰属するものとする。協議会は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 損害賠償
本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、協議会の責に帰すべきものをのぞき、全て受託事業者の責任において処理すること。
- (5) 協議事項
この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、協議会と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、協議会の決定するところによるものとする。

以 上